

# 千曲市水防計画 新旧対照表

令和5年度修正  
(令和6年2月)

新	旧	修正理由・備考																				
<p>第2章 水防組織</p> <p>第2節 水防本部</p> <p>3 本部組織</p> <p>千曲市水防本部組織図</p> <p>千曲市水防本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>本部長</b> 市長</p> <p><b>副本部長</b> 副市長 教育長</p> <p><b>本部員</b> 総務部長 企画政策部長 市民環境部長 健康福祉部長 次世代支援部長 経済部長 建設部長 教育部長 その他担当部長 議会事務局長 消防長</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">統括者 危機管理防災担当部長</td> <td>本部室 危機管理防災部 消防班、防災班</td> </tr> <tr> <td>統括者 総務部長</td> <td>           総務部 庶務班、行政管理班、職員班            秘書広報部 秘書班、広報広聴班            財政部 財政班、行政改革推進班            税務部 市民税諸税班、固定資産税班            債権管理部 債権管理班、管理収納班            行政マネジメント部 行政マネジメント班            選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班            会計部 会計班・用度班         </td> </tr> <tr> <td>統括者：企画政策部長</td> <td>           総合政策部 政策推進班、<u>交通政策班</u>            管財契約部 管財班、契約班            情報政策部 システム管理班、DX 推進班            日本遺産推進部 日本遺産推進班  <u>地域開発推進部</u> <u>開発推進班</u> </td> </tr> <tr> <td>統括者：市民環境部長</td> <td>           市民部 市民班、年金班            上山田戸倉出張部 上山田戸倉出張所班  <u>市民生活部</u> 市民生活班、交通政策班            環境部 環境政策班、<u>リサイクル推進班</u> </td> </tr> <tr> <td>統括者：健康福祉部長</td> <td>           福祉部 地域福祉班、生活支援班、 障がい者支援班、障がい者福祉班            高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班            健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班            人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班            感染症対策部 感染症対策班         </td> </tr> </table>	統括者 危機管理防災担当部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班	統括者 総務部長	総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 行政マネジメント部 行政マネジメント班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班	統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班、 <u>交通政策班</u> 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部 システム管理班、DX 推進班 日本遺産推進部 日本遺産推進班 <u>地域開発推進部</u> <u>開発推進班</u>	統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 上山田戸倉出張部 上山田戸倉出張所班 <u>市民生活部</u> 市民生活班、交通政策班 環境部 環境政策班、 <u>リサイクル推進班</u>	統括者：健康福祉部長	福祉部 地域福祉班、生活支援班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班 感染症対策部 感染症対策班	<p>第2章 水防組織</p> <p>第2節 水防本部</p> <p>3 本部組織</p> <p>千曲市水防本部組織図</p> <p>千曲市水防本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>本部長</b> 市長</p> <p><b>副本部長</b> 副市長 教育長</p> <p><b>本部員</b> 総務部長 企画政策部長 市民環境部長 健康福祉部長 次世代支援部長 経済部長 建設部長 教育部長 その他担当部長 議会事務局長 消防長</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">統括者 危機管理防災担当部長</td> <td>本部室 危機管理防災部 消防班、防災班</td> </tr> <tr> <td>統括者 総務部長</td> <td>           総務部 庶務班、行政管理班、職員班            秘書広報部 秘書班、広報広聴班            財政部 財政班、行政改革推進班            税務部 市民税諸税班、固定資産税班            債権管理部 債権管理班、管理収納班            行政マネジメント部 行政マネジメント班            選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班            会計部 会計班・用度班         </td> </tr> <tr> <td>統括者：企画政策部長</td> <td>           総合政策部 政策推進班  <u>市民協働部</u> <u>協働推進班、地域コミュニティ班</u>            管財契約部 管財班、契約班            情報政策部 システム管理班、DX 推進班            日本遺産推進部 日本遺産推進班         </td> </tr> <tr> <td>統括者：市民環境部長</td> <td>           市民部 市民班、年金班            上山田戸倉出張部 上山田戸倉出張所班            生活安全部 市民生活班、交通政策班            環境部 環境保全班、<u>環境推進班</u>  <u>廃棄物対策部</u> <u>リサイクル推進班、施設建設推進班</u> </td> </tr> <tr> <td>統括者：健康福祉部長</td> <td>           福祉部 地域福祉班、生活支援班、 <u>援班</u>            高齢福祉部 障がい者支援班、障がい者福祉班            高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班            健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班            人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班         </td> </tr> </table>	統括者 危機管理防災担当部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班	統括者 総務部長	総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 行政マネジメント部 行政マネジメント班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班	統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班 <u>市民協働部</u> <u>協働推進班、地域コミュニティ班</u> 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部 システム管理班、DX 推進班 日本遺産推進部 日本遺産推進班	統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 上山田戸倉出張部 上山田戸倉出張所班 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、 <u>環境推進班</u> <u>廃棄物対策部</u> <u>リサイクル推進班、施設建設推進班</u>	統括者：健康福祉部長	福祉部 地域福祉班、生活支援班、 <u>援班</u> 高齢福祉部 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班	<p>修正理由・備考</p> <p>市現況に合わせて修正</p>
統括者 危機管理防災担当部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班																					
統括者 総務部長	総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 行政マネジメント部 行政マネジメント班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班																					
統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班、 <u>交通政策班</u> 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部 システム管理班、DX 推進班 日本遺産推進部 日本遺産推進班 <u>地域開発推進部</u> <u>開発推進班</u>																					
統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 上山田戸倉出張部 上山田戸倉出張所班 <u>市民生活部</u> 市民生活班、交通政策班 環境部 環境政策班、 <u>リサイクル推進班</u>																					
統括者：健康福祉部長	福祉部 地域福祉班、生活支援班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班 感染症対策部 感染症対策班																					
統括者 危機管理防災担当部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班																					
統括者 総務部長	総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 行政マネジメント部 行政マネジメント班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班																					
統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班 <u>市民協働部</u> <u>協働推進班、地域コミュニティ班</u> 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部 システム管理班、DX 推進班 日本遺産推進部 日本遺産推進班																					
統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 上山田戸倉出張部 上山田戸倉出張所班 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、 <u>環境推進班</u> <u>廃棄物対策部</u> <u>リサイクル推進班、施設建設推進班</u>																					
統括者：健康福祉部長	福祉部 地域福祉班、生活支援班、 <u>援班</u> 高齢福祉部 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班																					

統括者：次世代支援部長	
こども未来部 保育部	子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育・幼稚園班、保育施設班 各保育園班
統括者：経済部長	
産業振興部 農林部 農業委員会部 観光部 ふるさと振興部	商工労政班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班 農地班 観光誘客班 移住定住推進班、ふるさと納税推進班
統括者：建設部長	
道路河川部 建築部 都市計画部 上下水道部	管理班、事業推進班、建設班、維持班 建築監理班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班
統括者：教育部長	
副統括者：文化創造担当部長	
教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部 文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班 文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班 文化財班
統括者：議会事務局長	
議会事務局部	庶務班、議事班、調査班
統括者：千曲坂城消防本部消防長	
副統括者：千曲坂城消防本部消防次長	
総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部	総務班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班

感染症対策部	感染症対策班
統括者：次世代支援部長	
こども未来部 保育部	子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育・幼稚園班、保育施設班 各保育園班
統括者：経済部長	
産業振興部 農林部 農業委員会部 観光部 ふるさと振興部	商工労政班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班 農地班 観光誘客班 移住定住推進班、ふるさと納税推進班
統括者：建設部長	
副統括者：地域開発推進担当部長	
建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部	管理班、建築監理班、建設班、維持班 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 開発推進班
統括者：教育部長	
副統括者：文化創造担当部長	
教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部 文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部	総務班、学校教育班、教育施設班、 総合教育センター管理班 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班 文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班、 国民スポーツ大会準備班 文化財班
統括者：議会事務局長	
議会事務局部	庶務班、議事班、調査班
統括者：千曲坂城消防本部消防長	
副統括者：千曲坂城消防本部消防次長	
総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部	総務班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班

第3節 非常配備

配備人員の基準

部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎
	総務課	△	◎	◎	◎
	秘書広報課	○	○	◎	◎
	財政課		○	◎	◎
	税務課		○	◎	◎
	債権管理課		○	◎	◎
	行政マネジメント室	○	○	◎	◎
	会計課				◎
	選挙・公平・監査事務局				◎
企画政策部	総合政策課			○	◎
	市民協働課			○	◎
	管財契約課			○	◎
	情報政策課		○	◎	◎
	日本遺産推進室			○	◎
	地域開発推進室			○	◎
市民環境部	市民生活課		△	○	◎
	市民課		△	○	◎
	上山田戸倉出張所		△		◎
	環境課			○	◎
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎
	高齢福祉課		○	◎	◎
	健康推進課		○	◎	◎
	感染症対策室			◎	◎
	人権・男女共同参画課		△	○	◎
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎
	保育課		△	○	◎
	保育園			○	◎
経済部	農林課	○	◎	◎	◎
	農業委員会事務局		○	◎	◎
	観光課	△	△	○	◎
	ふるさと振興課			○	◎
	産業振興課			◎	◎
建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎
	建築課		◎	◎	◎
	都市計画課		◎	◎	◎
	上下水道課		◎	◎	◎
教育部	教育総務課		○	◎	◎
	第一学校給食センター			○	◎
	第二学校給食センター			○	◎
	生涯学習課		○	◎	◎
	公民館・図書館・創造館		○	◎	◎
	歴史文化財センター			◎	◎
	スポーツ振興課		◎	◎	◎
	文化課		○	◎	◎
議会事務局	議会事務局		(議事係)	◎	◎
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎
	更埴消防署			◎	◎
	戸倉上山田消防署			◎	◎

第3節 非常配備

配備人員の基準

部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎
	総務課	△	◎	◎	◎
	秘書広報課	○	○	◎	◎
	財政課		○	◎	◎
	税務課		○	◎	◎
	債権管理課		○	◎	◎
	行政マネジメント室		○	◎	◎
	会計課				◎
	選挙・公平・監査事務局				◎
企画政策部	総合政策課			○	◎
	市民協働課			○	◎
	管財契約課			○	◎
	情報政策課		○	◎	◎
	日本遺産推進室			○	◎
市民環境部	生活安全課		△	○	◎
	市民課		△	○	◎
	上山田戸倉出張所		△		◎
	環境課			○	◎
	廃棄物対策課		(リサイクル推進係)	◎	◎
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎
	高齢福祉課		○	◎	◎
	健康推進課			◎	◎
	感染症対策室			◎	◎
	人権・男女共同参画課		△	○	◎
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎
	保育課		△	○	◎
	保育園			○	◎
経済部	農林課	○	◎	◎	◎
	農業委員会事務局		○	◎	◎
	観光課	△	△	○	◎
	ふるさと振興課			○	◎
	産業振興課			◎	◎
建設部	建設課	○	◎	◎	◎
	都市計画課		◎	◎	◎
	上下水道課		◎	◎	◎
	地域開発推進室		◎	◎	◎
	教育部	教育総務課		○	◎
第一学校給食センター				○	◎
第二学校給食センター				○	◎
生涯学習課			○	◎	◎
公民館・図書館・創造館			○	◎	◎
歴史文化財センター				◎	◎
スポーツ振興課			◎	◎	◎
文化課			○	◎	◎
議会事務局	議会事務局		(庶務係)	◎	◎
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎
	更埴消防署			◎	◎
	戸倉上山田消防署			◎	◎

市現況に合わせて修正

第3章 予報及び警報

第1節 警報・注意報等の種類

2 気象業務法に基づく警報・注意報

気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警戒、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報、注意報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する警報・注意報等の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。

(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4,5条）

警報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

第3章 予報及び警報

第1節 警報・注意報等の種類

2 気象業務法に基づく警報・注意報

気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警戒、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報、注意報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する警報・注意報等の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。

(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4,5条）

警報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

県水防計画に合わせて修正

(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで確認することができる。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u>

(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで確認することができる。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <del>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</del> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<del>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを常時10分ごとに更新している。</del>

(3) その他の気象情報

種類	発表基準
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	長野県内で大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、 <u>キキクル</u> （危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。千曲市の発表基準は1時間雨量で100mm。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「 <u>線状降水帯</u> 」というキーワードを使って解説する。「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) その他の気象情報

種類	発表基準
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	長野県内で大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「 <del>非常に危険</del> 」（ <del>うす</del> 紫）が出現したときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。千曲市の発表基準は1時間雨量で100mm。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき <del>（線状降水帯）</del> には、「 <del>顕著な大雨</del> に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。



3 水防法に基づくもの

(2) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報としても発表する。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位を超える状況</u> が継続しているとき、 <u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

3 水防法に基づくもの

(2) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報としても発表する。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態</u> が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

**第2節 洪水予報**

**1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川**

水防法第10条第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次表のとおりである。

**(1) 千曲川（平成3年運輸省、建設省告示第2号）**

河川名	区 域	水位又は流量 の予報に関する 基準点	関係水防管理 団体	担当官署名
千曲川	左岸上田市大屋字向川原（大屋橋） 右岸上田市大屋字南遠川原 から 左岸飯山市大字一山字十二平 右岸下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで	生田 杭瀬下 立ケ花	上田市、千曲市、坂城 町、長野市、須坂市、 小布施町、中野市、飯 山市、木島平村、野沢 温泉村、栄村	千曲川河川事務所 長野地方气象台

千曲市内の洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測 所名	距離標(河口 からの距離)	位置(日本測 地系)	所在地	零点高 (m)	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
千曲 川	杭瀬 下	新潟県境から 82.4km 右岸	北緯 36.3158 東経 138.643	千曲市杭瀬下 牛追 1857-7	355.920	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42

氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位観測所に換算した水位のうち、一連の区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

**第2節 洪水予報**

**1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川**

水防法第10条第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次表のとおりである。

**(1) 千曲川（平成3年運輸省、建設省告示第2号）**

河川名	区 域	水位又は流量 の予報に関する 基準点	関係水防管理 団体	担当官署名
千曲川	左岸上田市大屋字向川原（大屋橋） 右岸上田市大屋字南遠川原 から 左岸飯山市大字一山字十二平 右岸下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで	生田 杭瀬下 立ケ花	上田市、千曲市、坂城 町、長野市、須坂市、 小布施町、中野市、飯 山市、木島平村、野沢 温泉村、栄村	千曲川河川事務所 長野地方气象台

千曲市内の洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測 所名	距離標(河口 からの距離)	位置(日本測 地系)	所在地	零点高 (m)	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
千曲 川	杭瀬 下	新潟県境から 82.4km 右岸	北緯 36.3156 東経 138.644	千曲市杭瀬下 牛追 1857-7	355.942	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42

氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位観測所に換算した水位のうち、一連の区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

県水防計画に合わせて  
修正

第6章 水防施設

第1節 水防倉庫

市内の水防倉庫及び備蓄資機（器）材は、次のとおりである。

水防倉庫備蓄品一覧表（市管理分）

令和5年4月1日現在

品名	規格等	杭瀬下	栗佐	土口	倉科	戸倉	上山田
土のう袋	48×62		4,200			2,000	500
土のう袋	1 t型						80
麻袋		500		1,000	700		
蛇籠						19	17
縄		11		2	8	5	22
ロープ	12mm	20m 5	10m 14	20m 5		200m 2	100m 7
ビニール紐	4mm×100m		10				
救命縄	12mm×200m						1
鉄線		10kg 1	10kg 5	10kg 1	10kg 1	10kg 4	180kg 1
むしろ							150
ブルーシート		3	5	3		15	40
木杭	2.0m		100	50			250
	1.5m			20			330
鉄杭			14mm×1.2m 230	14mm×1.2m 30		14mm×1.2m 40	12mm×80cm 42
短管	50mm×4m		6		6	20	
	50mm×2m		6		8		
竹棒	4m		20				
ベンチ						8	2
鎌		3	6	4	2	15	10
かけや		2	2	1	2	6	9
のこぎり		1	1	1	2	2	8
おの		5			1	5	6
スコップ	剣型					10	8
	角型	8	30	10	8	30	10
つるはし			3			12	13
なた			1	1			4
トビ							9
ジョレン			1				
ハンマー						1	4

第6章 水防施設

第1節 水防倉庫

市内の水防倉庫及び備蓄資機（器）材は、次のとおりである。

水防倉庫備蓄品一覧表（市管理分）

令和4年4月1日現在

品名	規格等	杭瀬下	栗佐	土口	倉科	戸倉	上山田
土のう袋	48×62		4,200			2,000	500
土のう袋	1 t型						80
麻袋		500		1,000	700		
蛇籠						19	17
縄		11		2	8	5	22
ロープ	12mm	20m 5	10m 14	20m 5		200m 2	100m 7
ビニール紐	4mm×100m		10				
救命縄	12mm×200m						1
鉄線		10kg 1	10kg 5	10kg 1	10kg 1	10kg 4	180kg 1
むしろ							150
ブルーシート		3	5	3		15	40
木杭	2.0m		100	50			250
	1.5m			20			330
鉄杭			14mm×1.2m 230	14mm×1.2m 30		14mm×1.2m 40	12mm×80cm 42
短管	50mm×4m		6		6	20	
	50mm×2m		6		8		
竹棒	4m		20				
ベンチ						8	2
鎌		3	6	4	2	15	10
かけや		2	2	1	2	6	9
のこぎり		1	1	1	2	2	8
おの		5			1	5	6
スコップ	剣型					10	8
	角型	8	30	10	8	30	10
つるはし			3			12	13
なた			1	1			4
トビ							9
ジョレン			1				
ハンマー						1	4

市現況に合わせて修正

シノ			1	1	1	1	3
鉄線カッター			1	1			2
一輪車			1			5	3
空気入れ							1

シノ			1	1	1	1	3
鉄線カッター			1	1			2
一輪車			1			5	3
空気入れ							1

<p>第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p><b>第1節 洪水対応</b></p> <p><b>1 浸水想定区域の指定</b></p> <p>国土交通省及び長野県は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川(住宅等の防護対象のある河川)について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p><b>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b></p> <p>千曲市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p><u>(3) 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>1) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる者</p> <p>2) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>3) 大規模な工場その他施設(上記1)又は2)に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者から申出があった施設に限る。)</p> <p><u>4) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>防災計画資料編 【資料80】 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設一覧 参照</p> <p><b>3 洪水ハザードマップ</b></p> <p>市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各戸に配布する。</p>	<p>第9章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p><b>第1節 洪水対応</b></p> <p><b>1 浸水想定区域の指定</b></p> <p>国土交通省及び長野県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p> <p><b>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b></p> <p>千曲市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p><b>(新規)</b></p> <p><del>(3)</del> 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>1) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められる者</p> <p>2) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>3) 大規模な工場その他施設(上記1)又は2)に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者から申出があった施設に限る。)</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>防災計画資料編 【資料80】 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設一覧 参照</p> <p><b>3 洪水ハザードマップ</b></p> <p>市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各戸に配布する。</p>	<p>県水防計画に合わせて修正</p>
---	--	---------------------

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしてあるものとする。

これらのハザードマップを有効利用して平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

#### 4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し市に報告する。また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める とともに、当該自衛水防組織の構成員等について市長に報告することとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画を作成したとき又は変更したときは、遅滞なく、これを市長に報告することとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告することとする。

防災計画資料編 【資料 80】 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設一覧 参照

#### 5 大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該規模工場等の洪水時の浸水防止を図るための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

大規模工場等の所有者又は管理者は、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市長に報告することとする。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしてあるものとする。

これらのハザードマップを有効利用して平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

#### 4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し市に報告する。また、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

防災計画資料編 【資料 80】 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設一覧 参照

#### 5 大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該規模工場等の洪水時の浸水防止を図るための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。